



私たちの生活を守るために 労働組合が必要です

●労働組合はみんなで作るもの!

労働組合は、勝手に問題を解決してくれる組織ではありません。私たち一人ひとりが加入して組合の一員として活動し、みんなでいっしょに職場や社会を変えていく組織です。

労働組合の役員が勝手に判断せずに、一人ひとりの意見を尊重しながら、みんなで決めたことを、みんなで実行していく「組合民主主義」を大切にしています。

労働組合に加入したら、みんなで必要な組合費を出し合い、会議の場などで積極的に意見を出して、主体的に活動に参加することが必要です。

●私たちの歩んできた歴史

私たちの職場に労働組合が作られたころ、経営者からは「協同組合は一般の企業と違うので、農協には労働組合は必要ない」という圧力がかけられました。

ところが労働組合のない職場では、農協の無責任な経営をゆるしてしまい、結果的に農協の運営もゆがめてしまいました。

そこで、私たちの先輩は、労働組合の活動をつうじて、様々な労働条件の向上や働くルールを勝ち取りながら、農協の事業や運営を健全に発展させることを訴え、提案してきました。

また、みずからも農協を発展させる「協同運動の担い手」として、他産業の労働者・労働組合や市民団体とも協力して、食料や農業を守る運動に取り組んできました。

こうした活動の積み重ねが、誰もが安心して、ほりをもって働ける、協同組合らしい農協をつくっていきます。みなさん、全国の仲間と一緒に行動しましょう。

全国の仲間といっしょに

全国の仲間との 相互支援

労働組合の組織強化、職場活動の活性化、具体的な闘争の支援などに、全農協労連本部はもとより、顧問弁護士や農業・農協問題の研究者、共闘する他産業の労働組合の仲間などと協力して相互の支援に取り組んでいます。



機関紙・誌や各種資料で 情報交換

各地の仲間の取り組みや、労働諸法規の改定や農協系統の施策などの動きなど、全国の情報などを、機関紙「全農協労連」、雑誌「労農のなかま」、都度の取り組み指針などを通じて発信・交流をおこなっています。



幅広い学習と 交流の場

全国の仲間が集まる集会やセミナー、地方本部(地本)や単組(県本部)が開催する学習会などを通じて、幅広い学習と経験の交流を開催します。また青年部、女性部などの専門部・部会による階層別の交流もおこなっています。



闘争資金、労働組合共済などの 諸制度

一時金闘争が長期化したときの組合員が当座必要とする資金の貸し出し、組合活動による犠牲者の救援基金、組合活動中の事故等に対応する「農協労働組合共済会」など、活動を支える諸制度を確立しています。



労働組合の結成、全農協労連への加入へ、相談を寄せて下さい。

全農協労連

(全国農業協同組合労働組合連合会)

〒173-0025 東京都板橋区熊野町47-11 社医研会館内
TEL:03-5926-4601 FAX:03-5926-4602 Eメール:info@nokyororen.ne.jp



一人で悩まないで! 労働相談フリーダイヤル: ☎0120-719-170

全農協労連への加入をよびかけます

全国の農協・連合会、農業関連団体の職場で働くみなさんへ

働き続けられる 職場をめざして



毎日サービス
残業がある。
振替休日も取れない。
これって法律違反
だよね?
どうかならないの



中途退職が
増加している。
若い世代が辞めない
ような職場にしないと、
もっと仕事が
大変になるんじゃ?



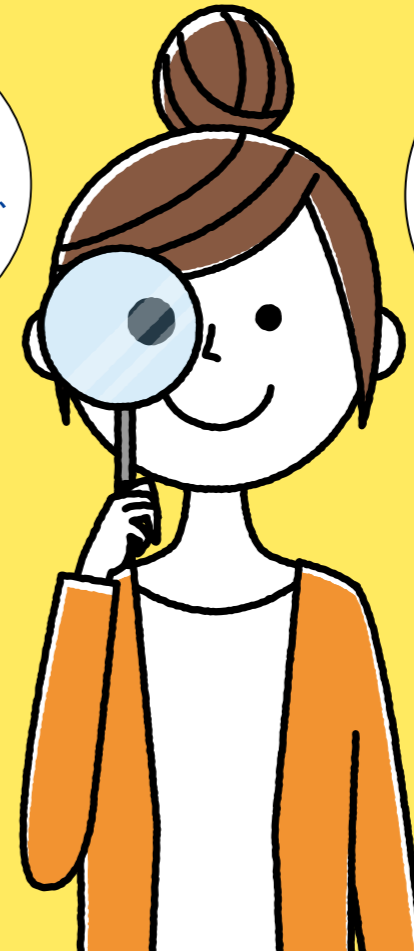
合併や事業の
分離・再編の
話があるけれど、
雇用が守られる
のか心配。
できれば定年まで
働き続けたいけど



共済など
事業推進のノルマは
もう限界だ!
もっと協同組合らしい
事業や推進方法に
するべきだ



食の安全や、
地域の農業を
守るために頑張りたい。
職員が誇りを持てる
ような農協運営を
してほしい!



臨時職員も
ほとんど同じ仕事を
しているのに、
正職員との格差が
ありすぎて
やる気が出ない。
『同一労働同一賃金』
に反してるのでは?



事業や経営の
『効率化』ばかりで、
農家の農協離れが
進むばかり...
農家に喜ばれる
仕事がしたいよ

全農協労連

(全国農業協同組合労働組合連合会)

いまこそ、労働組合が必要です！ みんなでもっと魅力のある職場に



1 労働条件は 労使対等で決めるもの

納得のいかない働き方、不当な人事評価、ハラスメント、低い労働条件に苦しんでいませんか？そんな状況では、とても仕事を続けられないし、事業や地域農業も発展することはありません。

あらゆる「労働条件」は労働者と使用者が「対等の立場」で話し合い、双方の合意によって決めることが法律で定められています（労働基準法、労働契約法）。一方的に働くルールや就業規則が変更されたり、説明も同意もなく納得できない異動・配置転換が強行されることも許されません。

労働条件というのは、賃金や一時金（ボーナス）だけではありません。人事制度やその運用方法、推進など事業の進め方、人員配置まで、私たちの働き方にかかわるすべてが、労使協議の対象になります。

職場の様々な問題を解決するためには、労働者と使用者が「対等な立場」で交渉することが大切です。もしも、使用者が不当なことを行ってきたら、団体行動権を行使して、毅然とたたかっていかなければなりません。そのための組織が「労働組合」です。

全国各地の悩みや思いを同じくする農協・連合会・関連団体の労働組合と一緒に、みんな安心して働き続けられる職場をつくっていきましょう。

苦しんでいないで



労働組合の活動は法律で保障されています

憲法第28条

- ・**団結権**…労働者が自由に労働組合をつくったり、加入したりすること。
- ・**団体交渉権**…労働組合が使用者（経営者）と労働条件等について交渉すること
- ・**団体行動権**…労働者が要求実現のために、ストライキなどの行動を起こすこと。

労働組合法第7条

労働者が労働組合をつくることや加入することを、使用者が妨害することはできません。労働組合員を不利益に取り扱ったり、団体行動を拒否したりすることも、不当労働行為として厳しく禁止されています。

2 労働条件の改善へ！ 私たちの切実な要求を実現しよう

私たちの職場の賃金は、他の産業や公務員などと比べてもまだまだ低い実態です。生活を安定させるためにも、安心して自信をもって働き続けるうえでも、労働条件を改善していくことが不可欠です。

労働組合は、賃金の引き上げをはじめとして、使用者（経営者）に様々な「要求」をして団体交渉をおこないます。使用者は正当な理由がないかぎり交渉に応じなければなりません（労働組合法）。すぐには解決ができない課題でも、全国の仲間の経験を活かしながら、交渉を重ねて解決の糸口を作り出します。

3 職場から「法律違反」をなくして、 働くルールの確立を

事業遂行ではコンプライアンス（法令順守）が大事だと言いながら、サービス残業（時間外割増賃金の不払い）や36協定違反など、労働基準法違反が横行していませんか？

また、性別や雇用形態による差別、事業推進の「自爆」の強要など、社会的に許されない人事・労務管理が続いているようでは、働き続けることはできません。

労働組合は、最低限の法律を守らせることはもとより、労使協定や労働協約を締結して、みんなが納得できる具体的な働くルールを確立し、適切な運用をさせていきます。

4 リストラや「合理化」は許さない！ 仲間のくらしと健康を守る

農協・農業関連団体は、経営の厳しさを理由に昔から広域合併や組織再編、事業の会社化や譲渡などの分離分割を繰り返してきました。そこで発生する問題が、労働者にもしわ寄せられています。

組織や事業の再編などに伴う出向、ましてや転籍などは、労働者の合意がなければできませんし、それに伴って労働条件を切り下げられることも許されません。リストラや雇止めはもってのほかです。

また、経営や運営を成り立たせるために人員削減をおこなったり、労働者に無理な業務分担や目標を新たに課すことは、いっそう問題を広げることになります。労働組合は仲間の雇用と労働条件を守り、職場の健全な発展を実現します。

職場をこえた運動で、 地域や社会の発展をめざします



1 農協や農業関連団体の 社会的役割を

この間、際限のない農産物輸入の自由化や、「規制改革」に名を借りた政府・財界からの圧力によって地域の農業は厳しさをましています。そんな中でも、私たち農協・農業関連団体に働く職員は、国民の食料や地域の農業のために力を発揮していきたいと願っています。

ところが、農協系統はその経営と組織の維持への対応に追われて、農家組合員の声や地域の実態に依拠した運営ができていないのではないのでしょうか。それは職員のさらなる労働強化へとつながり、職場を疲弊させ、農家とのつながりや運営をさらに弱めさせる悪循環となっています。

私たちは、農協の本来の役割発揮と、やりがいをもって働ける職場づくりを目指して、事業や運営に対して積極的な提案をおこないます。

2 すべての働く仲間の 生活改善、地位の向上へ

私たちの暮らしや働くルールは、職場の労使関係だけでは決まりません。土台にあるその職場が依拠する産業や地域、そして労働法制などすべての労働者に共通する課題によって規定されています。

私たちは、全国の仲間とともに政府や業界団体にも要請・交渉して、職場を取り巻く政策の改善を求めます。また、様々な産業の労働組合とともに、最低賃金の引上げや、労働法制をはじめとした制度・法律の改善に取り組みます。

3 職場を取り巻く問題でも活動 食料、農業、地域を守ろう！

私たちは、職場での活動にとどまらず、様々な産業の労働組合や、消費者団体、農民団体などと幅広く共同して、食料と農業、地域を守る運動に取り組んでいます。

小規模な農家を排除するような農業政策や、際限のない自由貿易の拡大によって、地域経済そのものが崩壊してしまえば、農業や地域のなりわいに依拠している私たちの職場と仕事は成り立ちません。

労働組合は、みずからの職場や仕事を守るために、そして家族や仲間の暮らしを守るためにも、地域の共同運動の一員として、職場の外でも多彩な活動をおこなっていきます。



共同する主な組織

●国民春闘共闘委員会

広く労働者・国民の生活改善、要求の実現をめざす、様々な産業の労働組合で構成する組織です。春闘をはじめ、一時金闘争、最低賃金、人事院勧告の取り組みなど1年を通して運動し、TPP反対・消費税増税反対など、国民の切実な要求課題も積極的に掲げて「国民春闘」に取り組みます。

●国民の食糧と健康を守る運動全国連絡会（全国食健連）

「食糧と健康を守れ」「それらを支える地域農業を守れ」という国民要求実現のため、労働者・消費者・農民・中小業者などが共同して各地で進めている連絡会です。政策要求の実現と同時に、実際に「安全でおいしい国産の農畜水産物」の生産と消費、流通・加工を拡大する運動の両方を大事にしながら運動を進めています。